

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 消防用機械器具等の検定	
1. 根拠法令	消防法第21条の2
2. 実施主体	日本消防検定協会
3. 従事者数	91名(H17.2.1現在職員数)
4. 予算額	1,877,906千円(平成17年度予算額)
5. 事務・事業の内容	<p>防火対象物に設置される消防用機械器具等について、個々の検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の形状等と同一であるか否かについて検定を行うもの。 (なお、検定対象機械器具等とは、消防法施行令第37条に定める14品目の消防用機械器具等を指す。)</p>
6. 民間開放の状況	<p>昭和61年の法改正により、協会の業務独占を排除するために、検定業務の実施主体に協会のほか総務大臣の指定する者(指定検定機関)を加えることとされたほか、平成14年の法改正では、株式会社等も参加できるようにするため、指定検定機関の指定要件を改め、民間開放の措置を講じた。 また、平成15年の法改正では、行政の裁量により参加機関を指定する制度から、客観的な基準を満たせばどんな法人でも参加できる制度(登録機関制度)へ移行するとともに、従来指定検定機関に求められていた14品目全ての検定を行う設備・器具等を備えることが困難であるとの要望に応え、検定対象機械器具の性質に応じて、三つの登録区分を設け、民間参加促進の措置を講じた。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>消防用機械器具等については、 (1)その性能が国民の生命・身体及び財産の安全性に直結すること、 (2)欠陥による火災の被害が使用者だけでなく当該建築物の利用者や周辺住民まで広く及んでしまうこと、 (3)火災等の災害時にはじめて使用されるため、日常の使用による性能確認が行えない特殊性を有すること(欠陥が分かったときには手遅れ)、 (4)事後チェックが働かず、市場原理による粗悪品淘汰が困難であること、 から、個々の製品について安定的な検定制度的によってその性能が保証されていることが必要。 検定事務が廃止された場合、品質及び性能に欠陥のある消防用機械器具等が流通し、消火や人命救助等に支障を生じ、国民の生命及び財産に危害を及ぼす。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>「6. 民間開放の状況」に記述したとおり、各種の民間開放の措置、民間参加促進の措置を講じてきたが未だ参加がない状況である。 平成16年6月から、平成15年法改正による業務区分の細分化が施行されるなど、新規参加しやすい環境になっており、当面はその様子を見守りたい。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 総務省)

【事務・事業名】 消防用機械器具等の検定

9. 個別の質問項目

消火器等の検定・鑑定に関する技術上の規格を、民間の自主規制に委ねることについての貴省の見解如何。

消防用機械器具等は、現に火災が発生したときに初めて使用され、その時点、その現場で確実な性能の発揮が求められることから、個々の製品についてその性能が保証されていることが必要である。このため、一定水準以上の性能を有する規格について国として保証し、これに基づいて消防用機械器具等の検定を実施することで、消防用機械器具等への一般の信用が保たれている。

なお、鑑定については、事業者から要望のあったものについて、検定協会の設備と能力を活用して性能の有無を証明しているものであり、検定と異なり法的な義務づけはない。

消火器等の検定・鑑定業務自体は、裁量の余地がない定型業務であるため、少なくとも実施主体は完全に民間に委ねるべきと考えるが貴省の見解如何。

登録検定機関制度を採用し、民間開放しているにもかかわらず参入がないことを考えると、基本的にはその設立及び解散が自由である民間企業に完全に委ねることは困難であり、検定制度を安定的かつ確実に実施するという要請を満たすためにも、検定事務を確実かつ適正に行う受け皿となる機関を少なくとも一つは制度的に確保する必要があることから、引き続き日本消防検定協会に当該事務を実施させることが必要である。

なお、鑑定については、と同様、受検の要否及び実施主体の選択は完全に事業者に委ねられている。

消火器等の検定を、再び義務制から任意制に移行させることに関する貴省の見解如何。

検定事務については、昭和38年当時、粗悪な消防用機械器具等が出回り、任意の検定制度では粗悪品の流通が抑制できないため国民の生命・財産等を守る観点から、国会での指摘も踏まえ、検定制度を強化し、強制検定(義務制)に改めることとしたものである。

また、以下の点に鑑みると、検定によって個々の製品の性能が保証されていることを義務づけることは必要不可欠。

- (1) その性能が国民の生命・身体及び財産の安全性に直結すること
- (2) 欠陥による火災の被害が使用者だけでなく当該建築物の利用者や周辺住民まで広く及んでしまうこと
- (3) 火災等の災害時にはじめて使用されるため、日常の使用による性能確認が行えない特殊性を有すること(欠陥が分かったときには手遅れ)
- (4) 市場原理による粗悪品淘汰が困難であること

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。